

令和5年度第1回安来市総合教育会議次第

開催日：令和5年6月22日（木）
15時30分～
会 場：安来庁舎301会議室

1 市長あいさつ

2 議 題

(1) 令和5年度における人口対策予算と切川バイパス沿線のまちづくりについて

- ・新たな雇用創出と定住に向けた取り組み（サテライトオフィス関連事業）

【資料1】

- ・切川バイパス沿線のまちづくり 【資料2】

(2) 安来市立小中学校適正配置について 【資料3～9】

3 その他

安来市総合教育会議名簿

氏名	選出区分等	備考
田中 武夫	市長	議長
秦 誠司	教育委員会(教育長)	
加藤 隆志	教育委員会(委員)	
寺田 禎	教育委員会(委員)	
平野 千恵	教育委員会(委員)	
青砥 洋	教育委員会(委員)	

令和 5 年度における人口対策予算と切川バイパス沿線のまちづくりについて

新たな雇用創出と定住に向けた取り組み（サテライトオフィス関連事業）

やすぎ暮らし推進課

【令和 5 年度当初予算の概要 抜粋】

「次の世代につなげる安来市づくり」の実践

これまでの 2 年間の改革の成果を活かし、各種施策を力強く前進させる。

将来のまちづくりに向けたオールやすぎの取り組み

- ・ 人口対策
- ・ 住民サービス向上（デジタル化推進）
- ・ 公共施設マネジメント

スピード感を持って決断、実行する「市政運営」

人口対策予算 337,473 千円

- ① まち・ひと・しごと創生総合戦略改訂（デジ田反映）【拡充】・・・ 550 千円
- ② 高校魅力化推進事業【拡充】・・・ 7,627 千円
- ③ 下宿高校生支援事業【継続】・・・ 8,350 千円
- ④ 定住サポートセンター事業【拡充】・・・ 34,172 千円
- ⑤ 特定地域づくり事業推進交付金【継続】・・・ 13,880 千円
- ⑥ 中山間地域空き家活用推進モデル事業費補助金【継続】・・・ 10,419 千円
- ⑦ 担い手経営発展支援事業費補助金【拡充】・・・ 26,313 千円
- ⑧ ハウス等整備支援事業費補助金【継続】・・・ 48,890 千円
- ⑨ 地域おこし協力隊事業【継続】・・・ 18,352 千円
- ⑩ つながり創出による市内就職促進事業【新規】・・・ 4,176 千円
- ⑪ 企業立地推進事業（サテライトオフィス補助金）【新規】・・・ 98,000 千円
- ⑫ お試しサテライトオフィス事業【新規】・・・ 3,444 千円
- ⑬ 企業立地雇用促進事業【拡充】・・・ 63,300 千円

■ サテライトオフィスとは

- ・ 企業の本社から離れた場所に設置する小規模のオフィス



< 企業のメリット >

- ・ 経営コストの削減と生産性の向上
- ・ 地方の優秀な人材の採用、新規顧客の獲得
- ・ 災害時のリスク配分 等々

< 市のメリット >

- ・ 新たな産業、企業の進出を誘発
- ・ 新卒者や女性、U I ターン者の雇用の受皿
- ・ 遊休施設や空き家等の活用 等々

(1) サテライトオフィス等整備補助金

- ・ 空き家や空き店舗をサテライトオフィスに改装する所有者に対し、補助金を交付
- ・ 補助率 1 / 2 (補助上限額 3 0 0 万円)



(2) サテライトオフィスの整備・運営補助金

- ・ 複数の企業が入居できるサテライトオフィス等を整備する民間事業者に対して、施設整備や開設経費の一部を支援
- ・ 補助率 3 / 4 (補助上限額 9, 0 0 0 万円)



● お試しサテライトオフィスの設置

- ・ 補助金を活用して整備したサテライトオフィスを市で借上げ、市に進出を検討している企業に貸出し
- ・ 期間：1日～1年程度
- ・ 料金：1時間100円程度

● サテライトオフィス等企業進出支援金

- ・ 入居企業に対し、支援金を交付
- ・ 支援金 1社あたり100万円

切川バイパス沿線のまちづくり

建設部都市政策課

『都市計画』とは・・・

(都市計画の基本理念) 都市計画は、

- ①農林漁業との健全な調和を図りつつ、
- ②健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべきこと並びに
- ③このためには適正な制限のもとに、土地の合理的な利用が図られるべきことを基本理念として定められています。

安来市の行政区域には、「松江圏都市計画区域」と、「**広瀬都市計画区域**」の2つの都市計画区域があります。

『都市計画区域』とは、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域として県が指定します。

図Bの灰色の太い線で囲まれた部分が二つの都市計画区域です。

二つの区域のうち、

松江圏都市計画区域では、「区域区分（『線引き』）」を行っています。

広瀬都市計画区域では、「線引き」を行っていません。

『区域区分（線引き）制度』は都市を、市街地として積極的に整備していく市街化区域と、当分の間市街化を抑制していく市街化調整区域とに分け、秩序あるまちをつくっていく制度です。

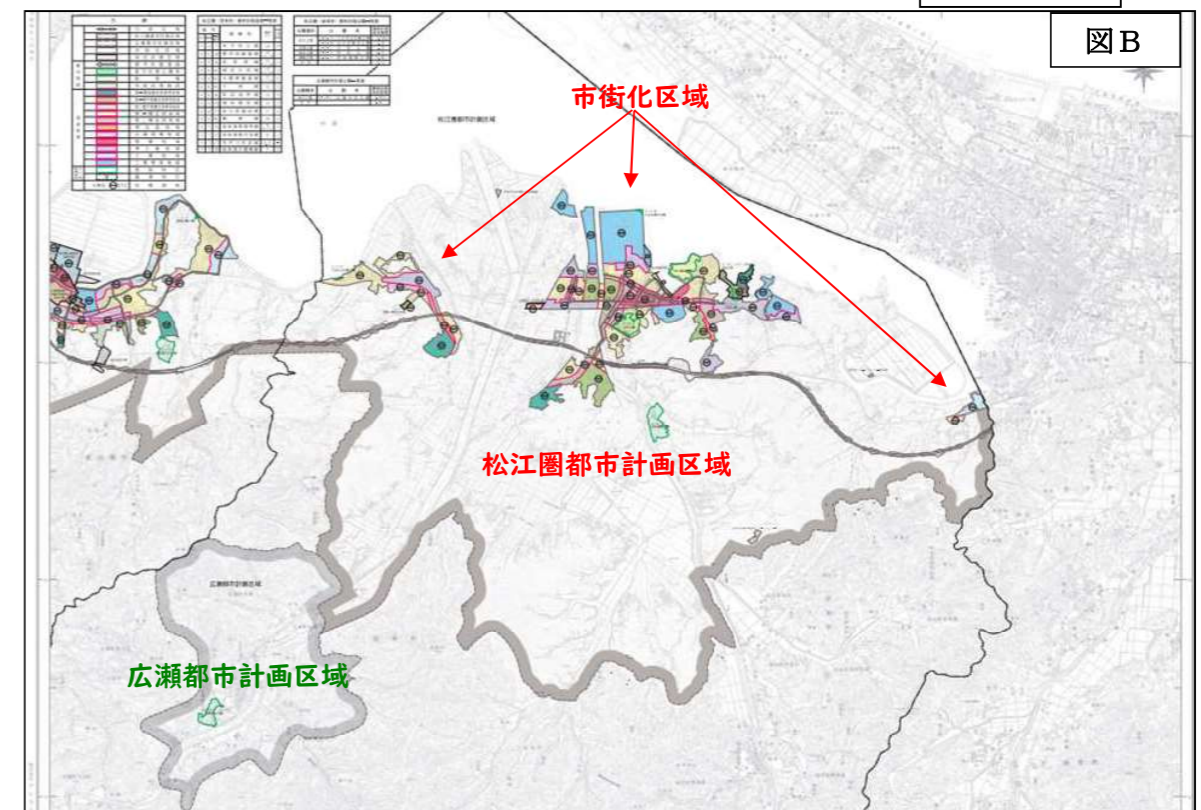
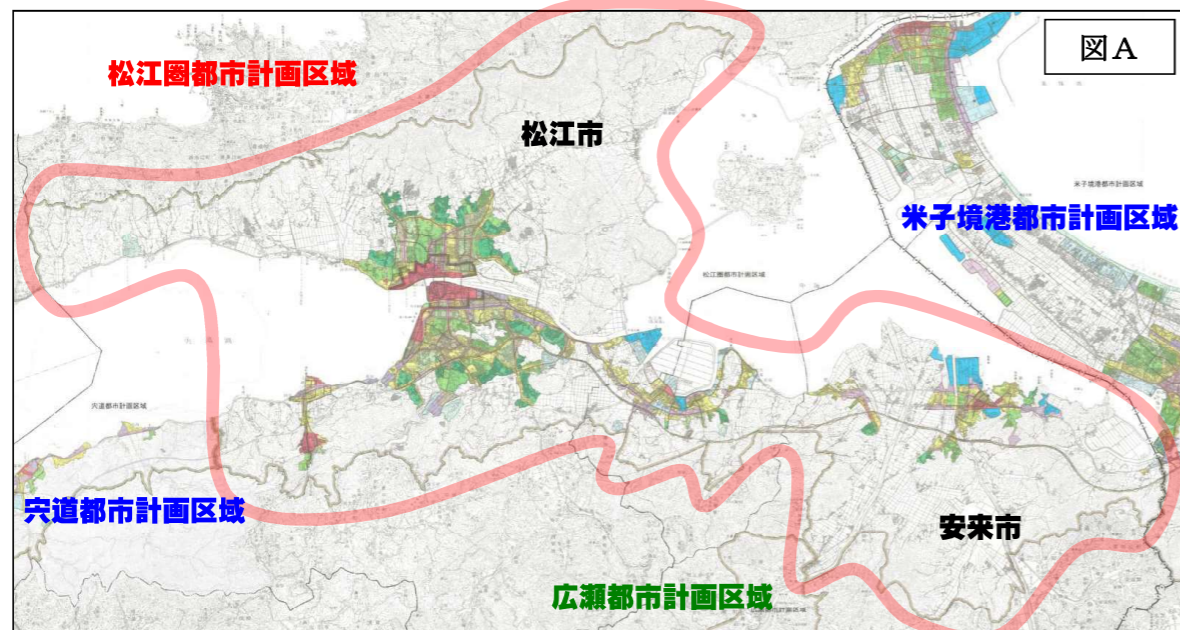
『市街化区域』では、市街地開発事業や道路・公園・下水道などの都市施設の整備を優先的に行うほか、民間の開発行為も一定の基準にかなったものは許可されます。

一方、『市街化調整区域』においては、特定の基準に合致しない開発行為や建築行為は原則として禁止され、都市施設についても市街化を促進する恐れのあるものは原則として整備しないこととされています。

都市計画では、この他に『用途地域』や『道路・公園・下水道などの都市施設の整備』についても決定します。

『松江圏都市計画区域』

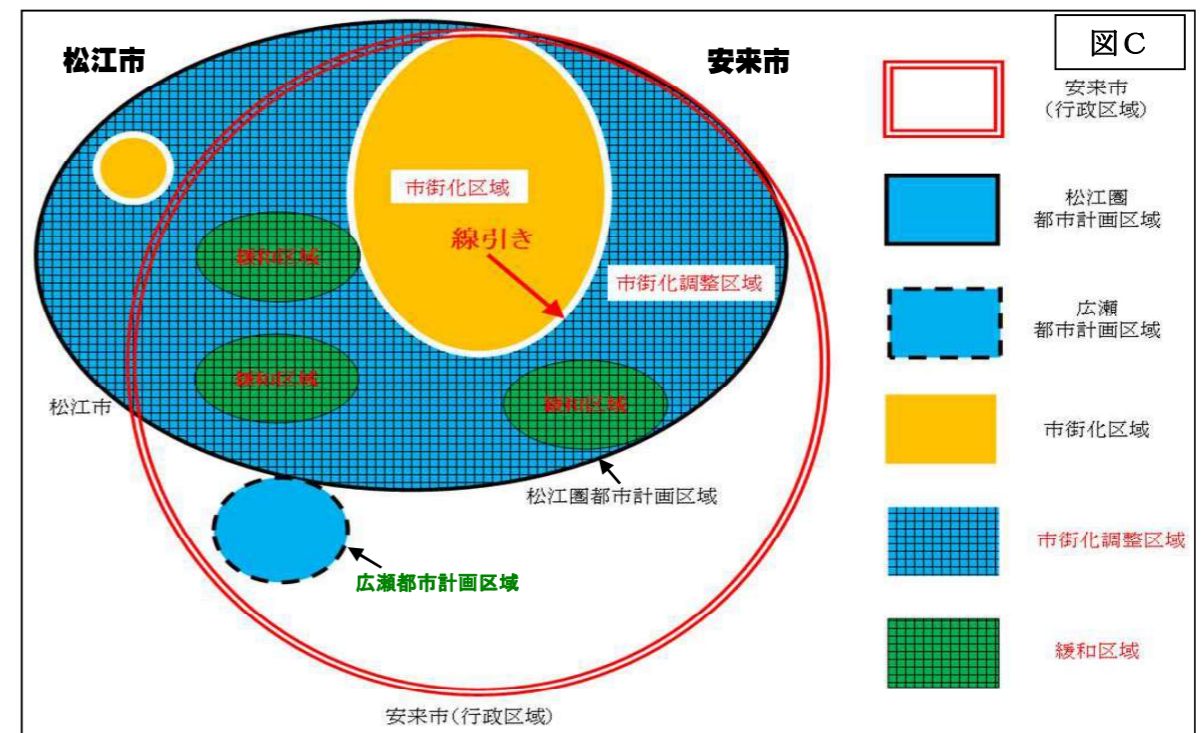
安来市の線引き制度は、昭和45年12月10日に、当時の安来市・東出雲町・松江市・玉湯町の2市2町を「ひとつの圏域」として『松江圏都市計画区域』として決定されました。



図Bのカラフルに着色している部分が「市街化区域」で、中の色は、用途地域を表しています。

図Cは、図Bを模式的に表したもので、赤線が安来市の行政区域、その中に、青色の都市計画区域が二つ（『実線で網掛け有り』と『点線で網掛け無し』）と、それ以外の白色の部分があります。

実線青色の中には、黄色の市街化区域、網掛けで青色や緑色の市街化調整区域があり、緑色は緩和区域を表しています。



『都市計画マスタープラン』とは・・・



(赤字が要)
安来市都市計画マスタープランは、都市計画の観点から長期的な視点にたつて、地域の社会的・経済的情勢に対応しながら、安来市総合計画や松江圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）、広瀬都市計画区域の整備、開発及び保全の方針など上位・関連計画との整合を図りながら、今後（概ね20年）の都市計画に関する基本的な方針を定めるものです。

都市計画マスタープランは、都市計画に係る総合的な計画であり
①まちづくりを進める指針
②個々の都市計画における相互調整
③個々の土地利用規制や各種事業の都市計画決定・変更の指針
という役割をもっています。

具体的にマスタープランの中では、『土地利用方針』『施設整備の方針』『都市環境及び自然景観の方針』『地域区分』『地域別方針』などを定めています。

【修正の経緯、及び、趣旨】

平成26年2月に策定した「安来市都市計画マスタープラン」について、農業振興と整合性を図りつつ、今後見込まれる開発需要に対応するため、マスタープランの一部修正を行う。

令和5年度中に全体見直しをする考えでいたが、松江市の「線引き廃止の方針表明」により、圏域の街づくりについて検討をする必要があり、全体見直しを一旦中断することとした。

今回の一部修正は、現在、島根県により工事が進められている主要地方道安来木次線（切川バイパス）の開通を見越し、その周辺の見直しを、全体見直しに先行して一部修正として決定する。

これは、切川バイパス開通により見込まれる民間による開発需要に対応しつつ、秩序ある土地利用を図るために修正する。

今後は「市街化調整区域」である切川バイパス周辺を、地区計画制度などを利用して、他法令との整合性を図りつつ、計画的な土地利用を進めていきたい。

【一部修正する内容】

1. 将来市街地及び将来市街地検討地の追加（区域の拡大）
安来道路の南側にある「安来木次線（切川1工区）」周辺においては、現行のマスタープランでは図1のとおり「農村環境保全地」としているものを、図2のとおり「将来市街地」及び「将来市街地検討地」に見直します。
(図1の黄色部分：凡例の赤丸)
2. 建物の用途の変更（用途の追加）
「将来市街地」について、現行の土地利用方針としている「教育・文化機能を配置」に「商業施設や産業振興施設」を追加し、良好な市街地形成を図ることとします。

【現行のマスタープランの『将来市街地』の土地利用方針】

計画中の（主）安来木次線切川バイパス沿道の将来市街地では、教育・文化機能を配置し、安来市各地域の利便性を考慮した土地の有効利用を促進します。また、地区計画などによる沿道サービス系の土地利用を農業生産環境などにも配慮しながら進めます。

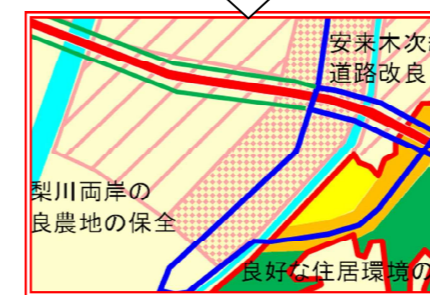
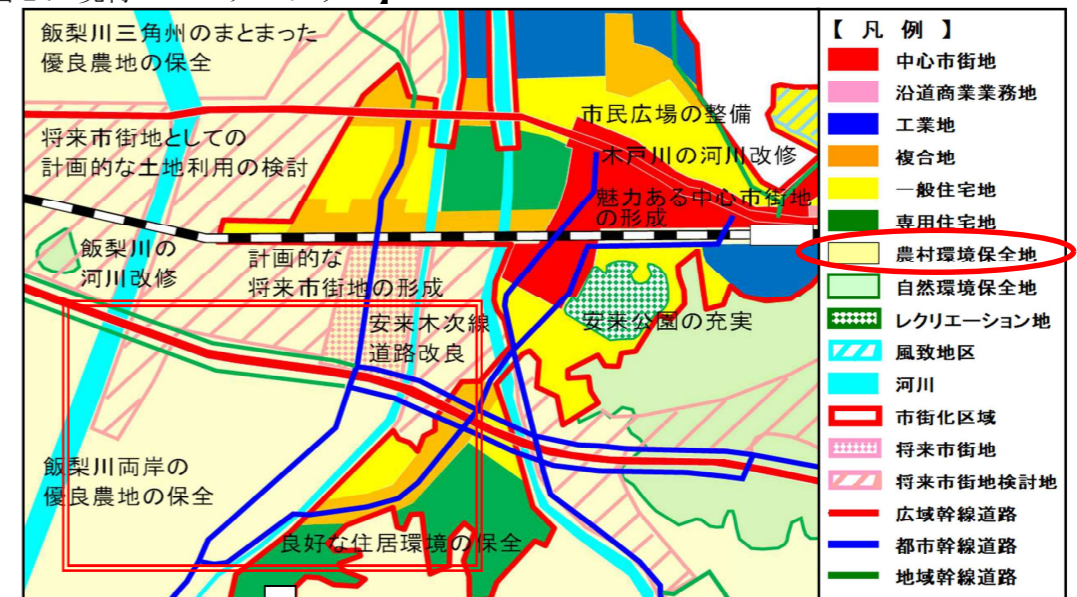


【修正案】

（主）安来木次線切川バイパス沿道の将来市街地では、教育・文化機能に加え、今後、商業施設や産業振興施設の立地を促進し、良好な市街地の形成を図ります。また、地区計画などによる沿道サービス系の土地利用を農業生産環境などにも配慮しながら進めます。

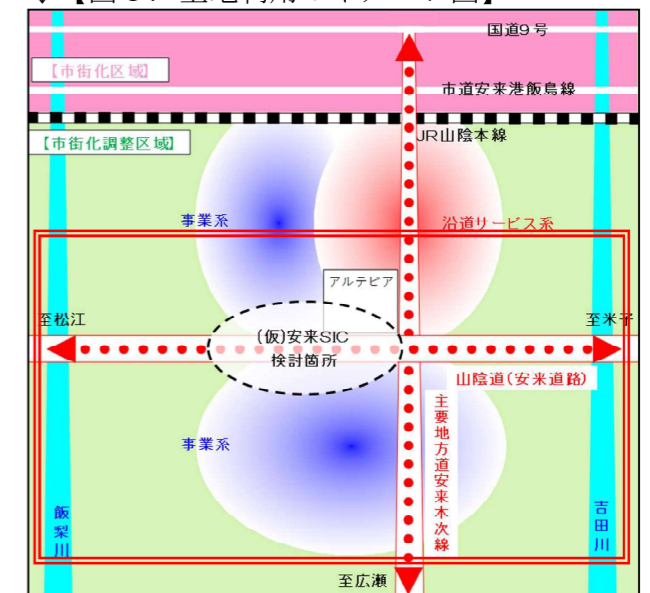
【参考】「将来市街地検討地」は農業生産環境に配慮しながら、緩和区域や地区計画を利用して、計画的に都市的な土地利用を進めます。

【図1. 現行のマスタープラン】



←【図2. 一部修正（案）】

↓【図3. 土地利用のイメージ図】



安来道路より北側の切川バイパス沿いは、飲食店や小売業などの沿道サービス系の進出を促します。
沿道サービス系地域の西側、及び、安来道路南側には、事業系の用途である事務所や工場等の進出を促します。

1. 現状について

小中学校適正配置の検討については、令和3年度に策定した基本方針に基づき、基本計画の策定を進めている。

令和4年度に安来市小中学校適正配置審議会へ諮問し、令和5年8月の答申に基づき、令和5年秋頃に基本計画を策定する予定である。

引き続き、関係課等と連携し、小中学校適正配置の検討を丁寧に進める考えである。

2. 答申に向けた適正配置の考え方について

資料3：答申に向けた適正配置の考え方

3. 安来市小中学校適正配置審議会での検討状況について

資料4：安来市小中学校適正配置 検討資料（審議会案）

4. 答申の骨子(案)について

資料5：答申 骨子(案)

5. 安来市内小中学校における学級数の状況について

資料6：安来市内小中学校 学級数の状況

6. 審議会及び意見交換会での意見について

資料7：審議会及び意見交換会での意見（抜粋）

7. 今後のスケジュールについて

資料8：今後の進め方（案）

8月 小中学校適正配置審議会から答申

9月 小中学校適正配置基本計画（案）の策定

9月～11月 パブリックコメント、地域説明会の開催

11月 小中学校適正配置基本計画の完成

12月 小中学校適正配置基本計画の説明（全員協議会）

8. その他

資料9：義務教育学校について

答申に向けた適正配置の考え方

1. 答申の前提

- (1) 「適正配置基本計画」の最終年は、令和 17 年度(2035 年)とする
- (2) 「適正配置基本方針」の視点 1～4 を一体的に捉える
- (3) 地域・学校の実態及び住民・関係者の意見を十分に踏まえた上で決定する
- (4) 答申における再編案(学校の枠組み)は、1 案とし複数案の提示は行わない

2. 適正規模・適正配置の検討に対する基本的考え方

- (1) 検討の対象は、小中学校 22 校とする
- (2) 適正規模・配置については、「基本方針」を前提とする。ただし、地域性を考慮して柔軟に検討する
- (3) 地域的まとまりを重視するため、基本的には、現行の校区単位で検討する
- (4) 児童・生徒数の平準化を目的としない
- (5) 小中一貫教育を導入した場合であっても、義務教育学校は設置しない

3. 検討する事項

○決定する事項

- (1) 基本方針に基づき、学校配置の枠組みを決定する

○決定にあたり考慮する事項

- (1) 地理的要件・地域的つながりを考慮し、学校の配置を検討する
- (2) 施設整備について検討する
- (3) 再編に向かう優先順位について検討する
- (4) 再編の時期を検討する

4. その他

- (1) 校区調整(行政区との不一致)が必要な場合は、個別に検討する

安来市小中学校適正配置 検討資料（審議会案）

○小学校（R11の児童数は出生数による見込み、R17の児童数は推計による見込みを表示）

学校名	児童数(人)			地域性	校舎老朽化度	A案	B案	C案	審議会案
	R5	R11	R17			存続重視	地域重視	規模重視	
十神小学校	348	351	276	平地	B	十神	十神	十神	十神
社日小学校	168	127	102	平地	B	社日	社日	社日	社日
島田小学校	159	132	102	中間	B	島田	島田	島田	島田
宇賀荘小学校	44	38	30	中間	B	宇賀荘	宇賀荘	(再編)	再編
南小学校	56	52	30	中間	C	南	南		
能義小学校	60	53	36	中間	B	能義	能義	(再編)	再編
飯梨小学校	28	44	30	中間	C	飯梨	(再編)		
荒島小学校	164	113	90	中間	C	荒島	(再編)	(再編)	再編
赤江小学校	234	150	102	平地	C	赤江	赤江	赤江	赤江
広瀬小学校	198	102	78	中間	C	広瀬	(再編)	(再編)	再編
山佐小学校	11	12	6	山間	C	山佐			
布部小学校	14	11	6	山間	C	布部			
比田小学校	23	19	12	山間	B	比田	比田		比田
安田小学校	74	50	36	中間	C	安田	安田	(再編)	再編
母里小学校	65	49	30	中間	C	母里			
井尻小学校	17	10	6	山間	B	井尻			
赤屋小学校	26	22	18	山間	C	赤屋			

○中学校（生徒数は出生数による見込みを表示）

学校名	生徒数(人)			地域性	校舎老朽化度	A案	B案	C案	審議会案
	R5	R11	R17			存続重視	地域重視	規模重視	
第一中学校	446	431	309	平地	A	一中	一中	一中	一中
第三中学校	154	128	86	中間	C	三中	(新設)	三中	三中
第二中学校	81	86	63	中間	C	二中		(新設)	新設
伯太中学校	119	99	56	中山間	B	伯太中	伯太中		
広瀬中学校	145	128	60	中山間	B	広瀬中	広瀬中	広瀬中	広瀬中

○直近及び当面のスケジュール

- ・ 3月22日(水) 第9回安来市小中学校適正配置審議会
- ・ 4月18日(火) 赤屋小学校校区 小中学校適正配置意見交換会 ※審議会主催
- ・ 4月25日(火) 布部小学校校区 小中学校適正配置意見交換会 ※審議会主催
- ・ 4月28日(金) 第10回安来市小中学校適正配置審議会
- ・ 6月16日(金)～6月17日(土) 小中学校適正配置意見交換会（市内3カ所）
※審議会主催
- ・ 6月22日(木) 定例教育委員会及び総合教育会議
- ・ 7月7日(金) 第11回安来市小中学校適正配置審議会
- ・ 8月上旬 第12回安来市小中学校適正配置審議会

答申 骨子(案)

はじめに

目次

1. 基本計画策定の主旨及び目的
2. 市内小中学校の現状と課題
 - (1) 安来市の人口推計及び人口動態について
 - (2) 市内小中学校の児童生徒数の現状について
 - (3) 学力調査及び意識調査結果について
 - (4) アンケート調査結果について（各地区説明会より）
 - (5) 小規模校の良さや課題について
3. 安来市が目指す教育について
4. 基本方針に基づく考え方について
 - (1) 令和の時代を生きる子どもの「育ち」「学び」について
 - (2) 学校と地域との連携・協働について
 - (3) 学校施設の整備・管理について
 - (4) 安来市の実態に応じた規模・配置について
5. 小中学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方について
 - (1) 計画期間について
 - (2) 実態に応じた規模・配置について
 - (3) 検討の前提条件について
6. 学校再編の具体的な枠組みについて
 - (1) 具体的な再編案について
 - (2) 個別の枠組みの検討について
7. 今後の進め方について
 - (1) 今後のスケジュールについて
8. 附帯意見
 - (1) (審議会にて検討された事項、説明会等での意見)
 - (2) //
 - // //
9. 資料
 - 資料 1 (審議会等に提出した資料等)
 - 資料 2 //
 - // //

～～小学校～～ (上段:学級数, 下段:児童数)

区域	学校名	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
安来	十神小	2	2	2	2	2	2	12
	社日小	1	1	1	1	1	1	6
	島田小	1	1	1	1	1	1	6
	宇賀荘小	1	1	1	1	1	1	4
	南小	1	1	1	1	1	1	4
	能義小	1	1	1	1	1	1	4
	飯梨小	1	1	1	1	1	1	4
	荒島小	1	1	1	1	1	1	6
	赤江小	1	1	1	1	1	1	6
	広瀬小	1	1	1	1	1	1	6
広瀬	比田小	2	2	2	2	2	2	12
	山佐小	1	1	1	1	1	1	6
	布部小	1	1	1	1	1	1	6
	安田小	1	1	1	1	1	1	4
	母里小	1	1	1	1	1	1	4
伯太	井尻小	1	1	1	1	1	1	6
	赤屋小	1	1	1	1	1	1	6
	小学校計	13	13	8	7	8	7	56
	小学校計	5	10	10	165	165	165	990

～～中学校～～ (上段:学級数, 下段:生徒数)

区域	学校名	1年	2年	3年	計
安来	安来一中	3	3	4	10
	安来二中	1	1	1	3
	安来三中	1	1	1	3
広瀬	広瀬中	1	1	1	3
伯太	伯太中	1	1	1	3
中学校計		7	7	8	22
中学校計		164	184	226	574

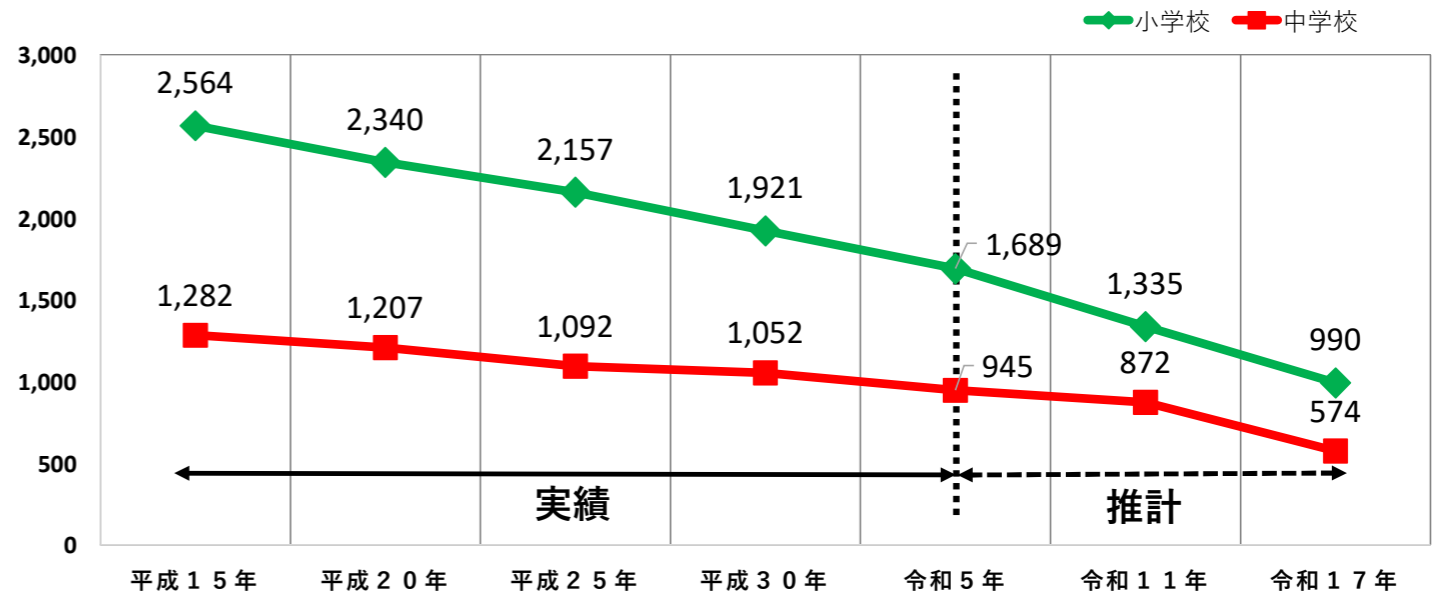
特別支援学級の児童、生徒は各学年に含める。

総学級数	103
総生徒数	1,564

＜推計の算定条件＞

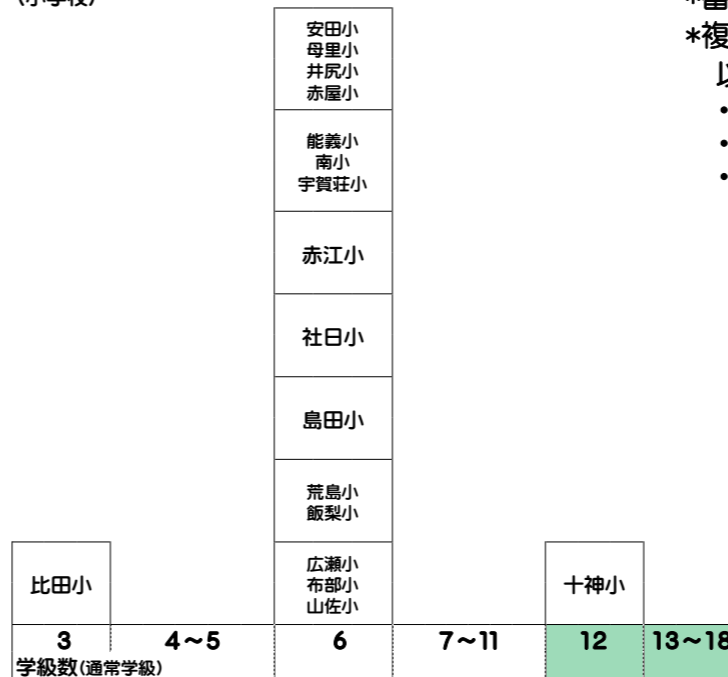
- *社会増減は含まない
- *全児童生徒を各学年に含める
- *R13までは島根県児童数及び標準学級数調べ（R5.5.31現在）の数値による
- *R14からはR13の数値が横ばいに推移するものとして推計する

児童生徒数の推移(見込み)



令和17年度(2035年度)における学級数(見込み)

(小学校)



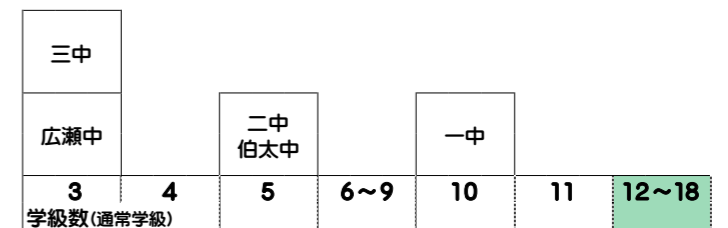
*審議会案に基づき編成した場合の学級数の見込み

*複式学級が編成される基準(島根県)

以下の基準に該当した場合に複式学級が編成される

- ・1, 2年生の合計 8名以下
- ・3, 4年生の合計 16名以下
- ・5, 6年生の合計 16名以下

(中学校)



審議会及び意見交換会での意見（抜粋）

○第 9 回安来市小中学校適正配置審議会（3 月 22 日（水）開催）

- ・ 宇賀荘小、南小、能義小について、統合を希望する声が多数あることに配慮し、会長私案では存続と再編を併記している。
- ・ 飯梨小、荒島小について、再編とした理由は、飯梨小の小規模化がかなり進むと考えられるためである。併せて、再編はしないという選択肢も残し、また、飯梨小は、荒島小以外の学校と再編する選択肢もある。
- ・ 広瀬小、山佐小、布部小は再編としながらも、布部小については、地域から存続の要望もあり、再編しない可能性を残している。
- ・ 安田小、母里小、井尻小、赤屋小については 4 校で再編としながらも、赤屋小は距離を考慮し、再編しない可能性を残している。
- ・ 二中、伯太中を再編する案は、これまでも地域的なつながりや学校間の交流がされてきており抵抗感が少ないと考える。
- ・ 基本計画策定後、実現するには長い時間を要することが想定される。その間にやむを得ず見直しが必要となる状況となったときの対応も考えておく必要がある。
- ・ 小学校は急激な児童数の減少が予測されるが、学級数によっては、教職員の人数も減っていくことが考えられ心配である。
- ・ 三中は国道沿線エリアの中で生徒数の減少が著しい。山間部だけでなく、沿岸部も減少していくエリアがあることを認識する必要がある。

○赤屋小学校校区 小中学校適正配置意見交換（4 月 18 日（火）開催）

- ・ 赤屋小は合併してほしい。子どもには多くの児童の中で育ててほしい。中学校に入学するとき大勢の中に入るのには勇気が必要となる。
- ・ 再編する場合は、伯太地区の 4 小学校の足並みをそろえてほしい。
- ・ 小学校がなくなったらよりへき地になる。
- ・ 小さくてもよい教育ができています。通学が大変であり、是非残してほしい。
- ・ 子どもファースト、若い保護者ファーストで考えるべきである。
- ・ 今後保護者になる人の意見を尊重してほしい。
- ・ もっと早くから議論すべきであり、これは我々世代の責任である。学校を残すことで子ども、保護者を犠牲にしてはいけない。

○布部小学校校区 小中学校適正配置意見交換（4月25日(火)開催）

- ・小学校は地域に当たり前にあるべき。ただし、子どもや保護者の気持ちを最優先に考えた方がよい。
- ・学校がなくなると地域に戻ってくる人がいない。地域がどうしていくかも同時に考えてほしい。
- ・様々な考えがあり迷っているが、結論として再編を望む。
子どもたちには、集団生活で学んで切磋琢磨して強い子どもに育ててほしい。
- ・地域が寂しくなる一方で、学校はある程度人数がいた方がよい。規模が小さいと保護者の負担も大きいので、地域で協力できることがあれば協力したい。
- ・ある程度の規模の学校に通わせるのが、親や地域の務めだと考える。
- ・学校は残してほしい、どうしたら学校が残るか。
- ・「生きる力」をどうとらえるか考える必要がある。これからは世界を見て、何を活かしていくかを考えられるような子どもを育てる必要がある。
そうすると小さすぎる学校を残すことは困難ではないか。自治会を含め、地域全体で考えていく必要がある。

○第10回安来市小中学校適正配置審議会（4月28日(金)開催）

- ・意見交換会に行き、実際に住んでいる方にとって大切な問題で難しいと感じたが、赤屋小においては再編案がよいと感じた。
- ・比田小が存続となり、統合しないという選択をしても、未来があると感じてほしい。
- ・三中については規模が小さくなるという事実と校舎が最も老朽化しているという問題がある。
- ・再編を繰り返すことがないよう考えていく必要がある。
- ・三中と一中が統合するという案については、基本方針に定められた規模にのみ基づき再編されてしまう感がある。
- ・意見交換会での意見の中で、「残して欲しい」、「再編に賛成」という様々な意見が出ていた。交流センターを核とした地域づくりがあるが、地域づくりについての提案をどんどん出しながら、説明していかないと地域の考えがまとまらないと考える。

◆今後の進め方（案）◆

令和4年度～5年度

小中学校
適正配置
基本計画策定



安来市
教育委員会

- ・地区説明会の実施
- ・アンケート調査
- ・パブリックコメントの実施



安来市
小中学校
適正配置
審議会



安来市
総合教育会議

庁内検討会議

施設整備の検討
(教育委員会)

令和6年度～

実施計画策定

地域の合意決定
(再編についての了解)

1～2年

準備会
(各学校・地域代表者)

統合時期・名称・校歌・
通学手段・各調整

2～3年

義務教育学校について

資料 9

◆義務教育学校の特徴

- ① 9年間の幅広い異年齢交流(豊かな人間性)
- ② 小中学校教員の協働による指導(学力向上と生徒指導の充実)
- ③ 9年間を見通した教育目標の明確化、系統立った教育活動の実施
- ④ 地域と連携したふるさと教育などの特色ある教育活動の展開

◆発達段階に応じた学年の区切り(4・3・2制、5・4制、4・5制 等)



◆準備

- ① 義務教育学校設立のための法的手続き
- ② 系統性・連続性を意識した学習指導計画の構築
- ③ 前期課程と後期課程の生活時程の調整や校務分掌の調整

義務教育学校について

◆特色

- ・1～9年生が同じ環境で学習するため、下学年の子どもには身近なロールモデルがおり、目標が持ちやすくモチベーションの高まりや維持につながった。
- ・上級生にとっては、リーダーとしての振る舞いが問われることが多く、自然と行動に気を配るようになった。
- ・中学校の音楽や美術、家庭科などの担当教員が小学校の指導に当たることも可能。それにより時間の余裕ができた小学校教員が中学校の授業に入り、学習の個別指導に対応することもできる。
- ・同じ学校にいる教員が小学校から中学校卒業までを継続して指導することで、1人1人の生徒を良く知っている教員がいて、生徒指導や生徒の相談を充実させることができる。
- ・小学校の教員も理科や英語、体育などで中学校教員の専門的なアドバイスを受けて授業の準備をすることができる。
- ・小中学校の教員が一緒に授業の研究をしたり研修することで、それぞれの教育内容を共通理解し、小中の学習指導の継続性が高まる。

義務教育学校について

◆課題

- ・前期課程では、6年間で子どもを育てるというサイクルを変えていくことになる。今まで小学校で当たり前とされていた行事等の見直しが必要であり、特に6年生の活躍の場が少なくなる。
- ・会議時間が確保できない。後期課程は放課後部活動があるため、頻繁に会議をもてない。昼間に時間割を調整し関係者の打ち合わせを行おうとしても、前期課程はほぼ時間が埋まっているため集まらない。こまめなケース会や企画会等、打ち合わせの時間を調整することが難しく、児童生徒への生徒指導において不安がある。
- ・前期課程(小学校)向け、後期課程(中学校)向け、別々に文書処理や提出物等があり、単純に事務量が多くなり、子どもと向き合う時間を確保することが難しい。
- ・今後前期課程高学年の教科担任制を検討することになるが、教職員の配置が難しい。後期課程の教職員が前期課程の授業を行うことになるが、現状では後期課程の教職員の負担が大きく、子どもたちへの指導に影響が出ることが懸念される。
- ・義務教育学校という新たな組織を作り上げることが難しい。教職員は小学校、あるいは中学校の教員という意識を捨て、子どもたちのために義務教育学校の理念を浸透させ、新たな教職員集団にする必要がある。

安来市総合教育会議設置要綱

(設置)

第1条 この告示は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第1項の規定に基づき、市長と教育委員会が円滑に意思疎通を図り、本市教育の課題及び目指す姿等を共有しながら、同じ方向性のもと、連携して効果的な教育行政を推進していくため、安来市総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 総合教育会議は、次に掲げる事項について協議及び当該協議のための事務調整を行うものとする。

- (1) 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下「大綱」という。）の策定に関すること。
- (2) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策に関すること。
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置に関すること。
- (4) その他市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 総合教育会議は、市長及び教育委員会で組織する。

(会議)

第4条 総合教育会議の会議は、市長が招集する。

- 2 教育委員会は、その権限に属する事務について協議する必要があると思料するときは、市長に対して協議すべき具体的事項を示し、会議の招集を求めることができる。
- 3 会議の議長は、市長をもって充てる。

(関係者の出席)

第5条 総合教育会議は、第2条の協議等を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は識見を有する者の出席を求めて当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、公開とする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、会議の公正が害されるおそれのあると認めるとき又はその他公益上必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

(議事録の作成及び公表)

第7条 市長は、会議の終了後、遅滞なく議事録を作成し、これを公表する。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、総務部総務課において処理する。

- 2 会議に関する教育委員会事務局内での調整は、教育委員会教育総務課において行う。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか総合教育会議に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。